

コスト等検証小委員会の設置について

平成29年2月27日
広域系統整備委員会事務局

■ これまでの経緯

- 第7回広域系統整備委員会（平成27年11月20日）
 - ✓ 広域系統整備計画におけるコスト等の検証の基本的な方法について議論
- 第20回広域系統整備委員会（平成28年12月19日）
 - ✓ 実施段階におけるコスト等検証（フェーズ2）における、実施事項等を整理

■ 決定いただきたい事項

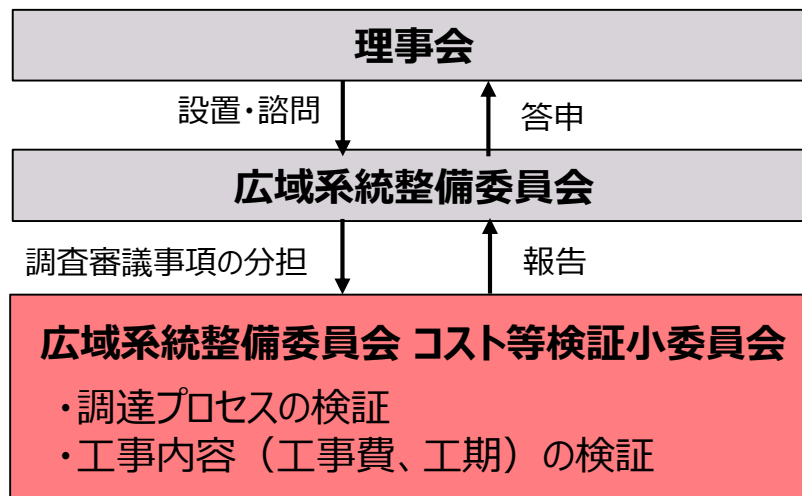
1. コスト等検証小委員会の設置について
2. 同小委員会の運営について

1. コスト等検証小委員会の設置について

(案)

策定した広域系統整備計画では、計画が適切かつ確実に実行されるよう、事業実施主体が行う工事のコスト等を検証することとしているが、この検証のためには、電気工学、経済学、企業会計及び電力設備工事等に関する専門知見が必要であることから、本委員会に、委員会規程第5条に基づく小委員会を置き、本委員会の調査審議事項の一部を分担させることとする。

- 小委員会の名称 : 広域系統整備委員会コスト等検証小委員会
- 調査審議事項 : 広域系統整備の実施段階における調達プロセス及び工事内容（工事費、工期）の検証
- 当面取り扱う案件 : 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画
- 小委員会の発足時期 : 平成29年4月（予定）



広域系統整備委員会コスト等検証小委員会 運営方針（案）

1. 議事等

- 本小委員会の議決は、小委員長が広域系統整備委員会の議決を要すると認めた事項を除き、広域系統整備委員会の議決とする。
- 小委員長は、広域系統整備委員会に議事の経過を報告する。
- 原則として、会議は非公開とする。
- 配布資料は、公表することにより事業実施主体が行う調達、用地交渉その他の業務の適正な遂行を妨げる若しくは妨げるおそれのあることから、非公表とする。ただし、これらに影響を与えない配布資料は公表する。
- 公表することにより事業実施主体が行う調達、用地交渉その他の業務の適正な遂行を妨げる若しくは妨げるおそれのある議事は公表しない。

2. 委員

- 本小委員会の委員は、原則として次の者を含むよう構成する。

中立者委員：電気工学、経済学、企業会計等に関する専門的知見を有する者

事業者委員：一般送配電事業者又は送電事業者に所属する役員又は従業員であって、広域連系系統の整備の実務に関する専門的知見を有する者

※ 第20回広域系統整備委員会資料2においては、「一般送配電事業者又は送電事業者の事業者委員」を「オブザーバ」と記載していたが、委員会規程の名称と整合をとり、「事業者委員」と訂正。

- 本小委員会の委員の任期は2年とし、再任は原則2回までとする。

【委員会規程】

(小委員会)

第5条 委員会は、必要があるときは、小委員会を置き、委員会で審議すべき事項の一部を分担させることができる。

2 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 小委員会に、その事務を掌理する小委員長を置き、小委員会に属する委員の中から委員長が指名する。

4 小委員長に事故があるときは、その職務を代理する委員を委員長が選任する。

5 第6条乃至第9条及び第11条の規定(第7条第7項の規定を除く。)は、小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「小委員会」、「委員長」とあるのは「小委員長」、「理事会」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、議決に加わることのできる中立者委員(電気供給事業者を代表する者として選任した委員(以下「事業者委員」という。)を除く委員をいう。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員長は、事業者委員について、やむを得ない事情がある場合には、代理の者の出席を認めることができる。

3 委員会の議事は、議決に加わることのできる中立者委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 議事の内容に特別な利害関係を有する中立者委員は、当該議事の議決に加われないものとする。

5 議事の内容に特別な利害関係を有する事業者委員は、委員長が指示する場合は、審議に参加することができないものとする。

6 第3条第4項但書に基づき、評議員と兼任する委員は、委員会における議決権を有しない。

7 委員会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

8 企業の合併等により、複数の委員が同一の電気供給事業者(複数の電気供給事業者が定款第7条第2項に定める親子法人等の関係にある場合は、当該複数の電気供給事業者を同一の電気供給事業者とみなす。)に所属する状況になった場合、当該委員は、本機関にその旨を報告しなければならない。この場合の取扱いは、理事会において決定する。

9 本機関の役員及び理事長の指名する者は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

10 委員長は、委員会にオブザーバーを招聘し、その意見を聞くことができる。

【業務規程】

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。

(参考) 検証対象・時期の見通し (東京中部間連系設備の場合)

■ 検証対象・時期の見通し

- ▶ 東京中部間連系設備の場合の検証の対象、時期については、現時点の想定では、以下のとおりとなる見通しであり、工事の進捗に応じて今後決定していくこととする。
- ▶ 東北東京間連系線については、東京中部間連系設備の場合と同様な考え方で、今後、検討を行う。

